

消防庁及びFMMCの協定(※)に関するこれまでの議論の経緯

※現在最終調整中



1. 第69回作業部会で示した協定の骨格（案） ※第69回作業部会資料WG69-3より抜粋
 - (1) 被害情報収集ハブの構築について（基本的な考え方）
 - (2) 情報流通に係る体制（情報流通に係る役割の明確化）
 - (3) 情報伝達に係る取組（合同訓練等）
 - (4) システムトラブル発生時の責任分担・対処
 - (5) アップデート等に伴う対応（XML仕様の改定等）
 - (6) 問合せ対応
2. これまでの主にご意見・ご指摘をいただいた明確化すべき事項
 - (1) 消防庁及びFMMCの責任分担・消防庁（被害情報収集ハブ）の位置づけ
 - (2) 情報発信者である自治体との関係
 - (3) 情報フォーマット（XML仕様）の変更・管理
 - (4) 問合せへの対応

→次ページ以降で、各指摘事項に対する協定及び実施計画における考え方について説明

<参考>

- ・「協定」で取組の大枠・方針、「実施計画」でより具体的な取組を規定。
（実施計画に基づく詳細は「マニュアル」で規定）

各指摘事項に対する協定及び実施計画における考え方①

	協定	実施計画
(1) 消防庁及びFMMCの責任分担・消防庁（被害情報収集ハブ）の位置づけ	①消防庁被害情報収集ハブは、都道府県防災情報システム及びLアラート情報配信基盤を仲介するシステムとして位置づけ。 ②地方公共団体が都道府県防災情報システムを経由して発信された情報が、消防庁被害情報収集ハブを経由してLアラート情報配信基盤に迅速かつ確実に送受信できるよう、消防庁及びFMMCが互いに協力して取組みを行うことを目的とする。 ③協定の具体的取組として、以下を内容とする実施計画を定める。 - 一 責任者、連絡体制、人員体制等の実施体制 - 二 仕様変更 - 三 責任分界点等 - 四 問い合わせ - 五 障害発生時における対応 - 六 訓練・啓発活動 - 七 改善提案 - 八 関係する会議・説明会への参加	①責任者・連絡体制等 協定の実施における責任者（全体責任者、運用責任者、技術責任者）を消防庁及びFMMCにおく。 ②責任分界点 消防庁及びFMMCは各々の提供するシステムの保守・運用に責任を負う。 ③障害発生時における対応 それぞれの提供するシステムについてマニュアル（→資料35-3※）に沿った対応を実施。 ※本資料6ページ参照 大規模なシステム障害等例外的な状況では、速やかに情報共有し、連携して対応を双方で協議

各指摘事項に対する協定及び実施計画における考え方②

	協定における考え方	実施計画
	③協定の具体的取組として、以下を内容とする実施計画を定める。 - 一 責任者、連絡体制、人員体制等の実施体制 - 二 仕様変更 - 三 責任分界点等 四 問い合わせ - 五 障害発生時における対応 六 訓練・啓発活動 - 七 改善提案 - 八 関係する会議・説明会への参加	・ 情報発信者である自治体が迅速・確実に情報発信をすることを支援するため、全国合同訓練及び都道府県研修を実施。 （自治体の入力に不備がある場合の対応については、問い合わせの一類型としてマニュアルで整理。（基本的には気づいた者が自治体に知らせて訂正を依頼））

（２）情報発信者である自治体との関係

③協定の具体的取組として、以下を内容とする実施計画を定める。

- 一 責任者、連絡体制、人員体制等の実施体制
- 二 仕様変更
- 三 責任分界点等
- 四 問い合わせ**
- 五 障害発生時における対応
- 六 訓練・啓発活動**
- 七 改善提案
- 八 関係する会議・説明会への参加

・ 情報発信者である自治体が迅速・確実に情報発信をすることを支援するため、全国合同訓練及び都道府県研修を実施。

（自治体の入力に不備がある場合の対応については、問い合わせの一類型としてマニュアルで整理。（基本的には気づいた者が自治体に知らせて訂正を依頼））

各指摘事項に対する協定及び実施計画における考え方③

	協定における考え方	実施計画
(3) 情報フォーマット（XML仕様）の変更・管理	③協定の具体的取組として、以下を内容とする実施計画を定める。 - 一 責任者、連絡体制、人員体制等の実施体制 - 二 仕様変更 - 三 責任分界点等 - 四 問い合わせ - 五 障害発生時における対応 - 六 訓練・啓発活動 - 七 改善提案 - 八 関係する会議・説明会への参加	（XML仕様書（ドキュメント）の管理は引き続きFMMCにおいて実施） ・ 消防庁及びFMMCは、システムの接続、XMLの仕様等に変更を加えようとする場合は、あらかじめ変更を加えても問題がないことを互いに確認した上で実施する。XML仕様の決定はFMMCが行う。

各指摘事項に対する協定及び実施計画における考え方④

	協定における考え方	実施計画
	③協定の具体的取組として、以下を内容とする実施計画を定める。 - 一 責任者、連絡体制、人員体制等の実施体制 - 二 仕様変更 - 三 責任分界点等 四 問い合わせ - 五 障害発生時における対応 - 六 訓練・啓発活動 - 七 改善提案 - 八 関係する会議・説明会への参加	・ 消防庁は、都道府県から問い合わせがあった場合に対応する。ただし、緊急速報メールおよびLアラートビューワの問い合わせはFMMC対応。 (市町村は、都道府県経由で問い合わせ) ・ F M M C は、メディア等から問い合わせがあった場合に対応する。 ・ 双方に関連する問合せについては、適宜エスカレーションして対応する。

(4) 問合せへの対応

③協定の具体的取組として、以下を内容とする実施計画を定める。

- 一 責任者、連絡体制、人員体制等の実施体制
- 二 仕様変更
- 三 責任分界点等
- 四 問い合わせ**
- 五 障害発生時における対応
- 六 訓練・啓発活動
- 七 改善提案
- 八 関係する会議・説明会への参加

- ・ 消防庁は、都道府県から問い合わせがあった場合に対応する。ただし、緊急速報メールおよびLアラートビューワの問い合わせはFMMC対応。
(市町村は、都道府県経由で問い合わせ)
- ・ F M M C は、メディア等から問い合わせがあった場合に対応する。
- ・ 双方に関連する問合せについては、適宜エスカレーションして対応する。

(参考) システムトラブル発生時の責任分担・対処

※第35回運営諮問委員会資料35-3より抜粋

【責任分担・対応範囲】

消防庁：被害情報収集ハブ、および消防庁が提供する回線

FMMC：Lアラート情報配信基盤、およびFMMCが提供する回線

- ・システム障害時の障害箇所の切り分け等は双方が協力して行う※1
- ・大規模なシステムトラブル等の例外的な状況などの場合は、速やかに情報共有し、対応を消防庁・FMMCで協議※1

※1 運営窓口間では、メールにより情報連絡・共有する。
システム障害時等は電話による初報連絡も活用し、迅速な情報連絡・共有と対応を行う。

